

# 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が『うすいオレンジ色』から『うすい緑色』に変わります

令和2年7月31日(金)の有効期限満了に伴い被保険者証(以下、「保険証」という。)を更新いたします。新しい保険証は『うすい緑色』です。7月中旬頃から順次郵送する予定となっております。

**今回お届けする『うすい緑色』の保険証はお手元に届き次第ご使用できます。**

それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」をご使用ください。

(「うすいオレンジ色」の保険証は8月1日(土)以降使用できません。)



## 現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」について

新しい保険証『うすい緑色』がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の保険証は、下記問合せ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、廃棄してください。

※令和2年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください(住民税の各種控除後の課税所得額が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります)。

◎今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合「3割(令和2年7月31日までは1割)」と表示されます。



■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

# 預けて安心! 自筆証書遺言保管制度が開始されます

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が新たに設けられ、令和2年7月10日(金)から運用を開始します。

本制度では、自筆証書遺言に係る遺言書を法務局でお預かりすることで、紛失等の遺言書作成後のトラブルが解消される

うえ、家庭裁判所の検認も不要となります。

「終活」等が浸透しつつあると言われてはいますが、ご自身の財産をご家庭等へ確実に託す方法のひとつとして自筆証書遺言を検討されるにあたっては、是非、本制度をご活用ください。詳しくは、下記までお問合せください。

■お問合せ 和歌山地方法務局供託課 ☎073-422-5131 / 和歌山地方法務局御坊支局 ☎22-0335

## 情報をお寄せください

# 昆虫名：クビアカツヤカミキリ

近年、外国から侵入したクビアカツヤカミキリの発生が日本各地で問題となっていて、特にウメ等の樹木を中心に大きな被害を与えるため情報提供を呼びかけています。この先、7~8月にかけて、幼虫が寄生した樹木周辺で多く見られます。樹種、農地を問わず、見かけた場合には、農業振興課までご連絡をお願いします。

■お問合せ 農業振興課 ☎22-2048



特長：クビの部分が高い

体長：約3~4cm

# 保健福祉課からのお知らせ

## ○重度心身障害児者医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は7月末日となっております。

7月上旬に更新申請書を受給者の方にお送りしますので、7月中に更新の手続きを行ってください。

## ○重度心身障害者福祉手当の認定申請について

重度心身障害者福祉手当の認定期間は7月までとなっております。引き続き受給される方は、手続きが必要になります。現在受給中の方には、申請書をお送りしますので、7月中に認定申請を行ってください。

また、新たに認定要件に該当すると思われる方は、お問合せください。

### 認定要件

- 身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 在宅で年収120万円未満の方(18歳以上)

## ○障害のある65歳~74歳の方へ

~後期高齢者医療への加入を選択できます~

「65歳以上で一定の障害がある方」は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入を希望される方は、申請が必要です。

以下の方は一定の障害があると認められます。

- ◆ 障害年金1級・2級を受けている方
- ◆ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ◆ 身体障害者手帳4級をお持ちの方のうち、音声・言語、下肢機能障害の一部などの障害による手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方



■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

# 高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ



## 肺炎球菌ワクチンについて

肺炎が原因で亡くなる方の95%以上が65歳以上の方です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておくこと、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐことができます。

## 接種期間

令和2年6月1日(月)~令和3年3月31日(水)まで

## 接種費用

無料

## 今年度の接種対象者

年齢	対象生年月日
65歳	昭和30年4月2日生 ~ 昭和31年4月1日生の方
70歳	昭和25年4月2日生 ~ 昭和26年4月1日生の方
75歳	昭和20年4月2日生 ~ 昭和21年4月1日生の方
80歳	昭和15年4月2日生 ~ 昭和16年4月1日生の方
85歳	昭和10年4月2日生 ~ 昭和11年4月1日生の方
90歳	昭和 5年4月2日生 ~ 昭和 6年4月1日生の方
95歳	大正14年4月2日生 ~ 大正15年4月1日生の方
100歳	大正 9年4月2日生 ~ 大正10年4月1日生の方

\*今年度65歳になられる方には、個別に案内を送付しています。

70歳以上で過去に一度も予防接種したことがない方は、役場に申請していただければ、接種できます。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9633